

新篠津村強靱化地域計画

令和2年8月
新篠津村

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	新篠津村強靱化の基本的考え方	
1	新篠津村強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第4章	新篠津村強靱化のための施策プログラムの策定等	
1	施策プログラム策定の考え方	21
2	施策推進の指標となる目標値の設定	21
3	推進事業の設定	21
	【新篠津村強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】	22
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	42
2	計画の推進方法	42

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、新篠津村周辺においても、北海道太平洋沖における大規模な地震発生の影響が想定されているほか、過去の経験から、豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

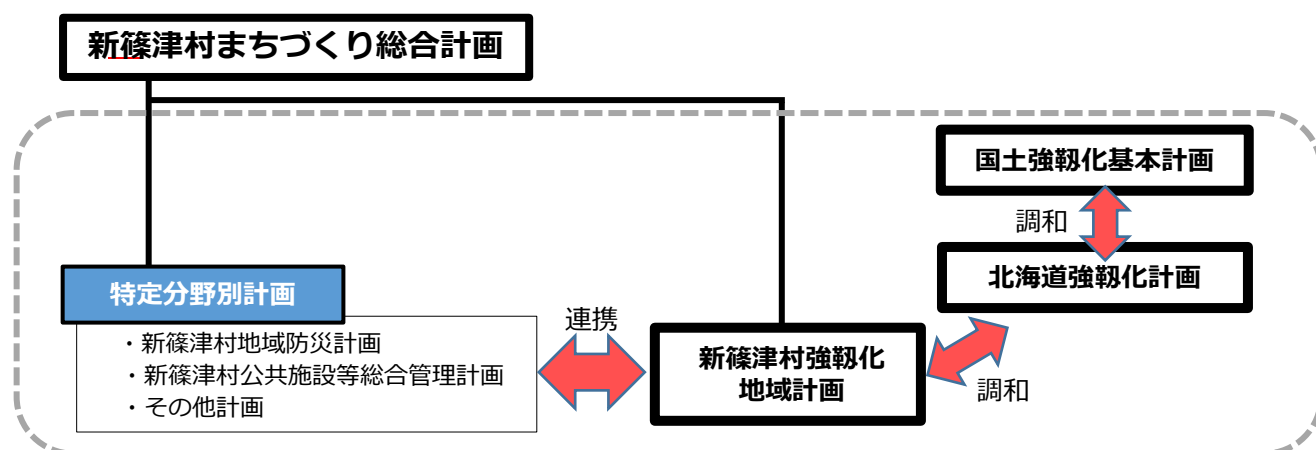
この間、新篠津村においても、東日本大震災や平成28年豪雨災害、平成30年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「新篠津村地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本村における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、新篠津村の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の持続的な成長を実現するために必要であり、国、北海道、民間事業者、村民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、新篠津村における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新篠津村強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、新篠津村まちづくり総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 新篠津村強靱化の基本的考え方

1 新篠津村強靱化の目標

新篠津村強靱化の意義は、大規模自然災害から村民の生命・財産を守り、本村の重要な社会経済機能を維持することにある。

また、本村の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本村が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本村の持続的成長につながるものでなければならない。

新篠津村の強靱化は、こうした見地から、本村のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、新篠津村強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを新篠津村独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

新篠津村強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から村民の生命・財産と新篠津村の社会経済システムを守る
- (2) 新篠津村の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 新篠津村の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

新篠津村強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「村民の生命・財産と新篠津村の社会経済システムを守る」という観点から、新篠津村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、新篠津村として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 新篠津村における主な自然災害リスク

(1) 地震

- 内陸型地震（H26 地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 道内の主要活断層は 13 箇所
 - ・ 黒松内断層帯の発生確率 …………… M7.3 程度以上、30 年以内に 2%～5%以下
- 過去の被害状況
 - ・ 北海道南西沖地震（H5） …………… M7.8、最大震度 6（推定）
最大遡上高 30m以上、
死者・行方不明者 229 人
 - ・ 十勝沖地震（H15） …………… M8.0、最大震度 6 弱、
最大津波高 2.55m
死者・行方不明者 2 人
 - ・ 北海道胆振東部地震（H30） …… M6.7、最大震度 7
死者 44 人
※村内被害 停電発生、倒木、
住家・営農施設等被害

(2) 豪雨／暴風雨／竜巻

- 北海道における過去 30 年の台風接近数は、年平均 1.7 個（全国平均約 3 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 本村における過去の被害状況
 - ・ 昭和 56 年 大雨による洪水 床上浸水 35 戸、床下浸水 137 戸、河川損壊 9、道路欠損 9
 - ・ 平成 16 年 台風による被害 住家被害 33、営農施設 325、その他施設 455
 - ・ 平成 30 年 台風による被害 住家被害 8、営農施設 122、その他施設 201、都市施設被害 191
- 平成 3 年から平成 25 年の間に、70 の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生

(3) 豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
 - ・ 平成 29 年 暴風雪による被害 住家被害 6、営農施設 68、停電発生

2-2 村外、道外における主な自然災害リスク

(1) 首都直下地震

- 発生確率 … M7.3 程度、30 年以内に 70%
- 被害想定 … 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

(2) 南海トラフ地震

- 発生確率 … M8～9 以上、30 年以内に 70～80%
- 被害想定 … 死者 32.3 万人、負傷者 62.3 万人、避難者 950 万人、建物全壊 238.6 万棟、経済被害 220 兆円、被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

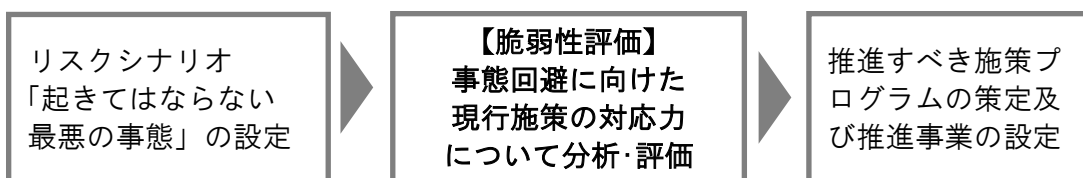
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

新篠津村としても、本計画に掲げる新篠津村強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に村内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、新篠津村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、村内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など村外における大規模自然災害のリスク低減に向けた新篠津村の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など新篠津村の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、新篠津村の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと18の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 18の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-4 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-5 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 村内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 農業施設の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた18の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は7割強となっており、一定の耐震化が図られているが、軟弱土壌の多い本村においては、今後も耐震化率の向上を図り、一次被害の規模を低下させる必要がある。
- 小中学校、社会体育施設の耐震化は終了しているが、不特定多数が集まり、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることが見込まれる施設については、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「新篠津村公共施設等総合管理計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 公営住宅の6割以上は築後30年以上が経過しており、老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 村内各地区において避難場所を設定しているが、避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定を促進する必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や備蓄倉庫等について、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	73.4% (H30)
・小中学校の耐震化率	100% (R1)
・社会体育施設の耐震化率	100% (H30)
・避難所の指定状況	福祉避難所：1箇所・指定緊急避難場所：10箇所・指定避難所：10箇所 (R1)
・公共施設等総合管理計画の策定	策定済 (H29)
・公営住宅等長寿命化計画の策定	策定済 (H26)
・新篠津村防災マップの作成	作成済 (H30)

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの活用）

- 村内の洪水ハザードマップ、及び篠津川氾濫を想定した内水ハザードマップを作成、公表しているが、今後もハザードマップの改定及び効果的な防災訓練の実施を促進する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、村では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場などの整備を進める必要がある。

（河川管理施設の老朽化対策）

- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・洪水ハザードマップ・内水ハザードマップの作成 作成済み（H30）
- ・防災訓練等の実施回数 年1回（H30～R1）

1-3 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 冬季異常気象時における通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 各道路管理者（道、村）においては、要対策箇所を中心に、防雪柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（道、村）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時には情報共有や相互連携を強化するなど円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・除排雪機械保有台数 12台（R1）
- ・村道除雪路線延長 126km（R1）

1-4 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 積雪・低温など冬の厳しい自然条件も踏まえ、災害時に道路通行不能な状況となった場合の、地域における帰宅困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害備蓄品の状況 毛布類：500枚・発電機：6台・暖房器具：5台（R1）

1-5 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 現在、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、道と情報共有を図り住民等へ伝達しているが、今後より迅速で確実な情報伝達を行うため、災害通信訓練等を実施していく必要がある。
- 防災訓練などを通じ、情報収集・共有体制の強化を図っていく必要がある。

（自主防災組織の結成）

- 村内の自主防災組織（各自治区単位）の組織率は10割であるが、実効性を高めるよう、地域防災力の向上に向け活動促進を図る必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 国のガイドラインを踏まえ、避難勧告等の発令基準を防災タイムライン（防災行動計画）により策定しており、今後も状況に合わせて見直しを行う必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な村防災行政無線や緊急速報メールなどの整備を促進するとともに、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても住民等へ防災情報を確実に提供するため、公共施設等に公衆無線LAN等の機能を備えるなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本村を訪れる外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、関係機関が連携し外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、関係機関などと連携し、多様な担い手の育成を図り、構成員のノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進め、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など一層の効果的な取組を行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、総合行政情報ネットワークについて通信基盤の計画的な更新が必要である。

【指標（現状値）】

・ 防災情報共有システムへの参画	有
・ 自主防災組織活動カバー率	100.0% (R1)
・ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	策定 (H30)・防災タイムライン（防災行動計画）に掲載
・ 市町村防災行政無線通信施設整備状況	同報系 100% (R1) 移動系 26局 (R1)
・ 防災訓練の実施数	有 2回 (H30~R1)
・ 避難行動要支援者計画の策定状況	策定済・地域防災計画に掲載

(2) 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
<p>【評価結果】</p> <p>(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、村、民間企業・団体等との間で応援協定を締結しているが、災害時においてこれらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。 ○ 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。 <p>(非常用物資の備蓄促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での「地域防災備蓄整備方針」の策定を進め、応援体制の整備を推進する必要がある。 ○ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。 ○ 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。 	
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 11件（R1） 	
2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
<p>【評価結果】</p> <p>(関係行政機関の連携体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。 <p>(救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防救急無線のデジタル化整備は実施済みであり、今後も引き続き、消防救急無線整備を維持していく必要がある。 ○ 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。 ○ 消防団員を確保するため、消防団活動に対する理解向上を図る広報活動を推進する必要がある。 	
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防救急無線デジタル化 整備済（R1） ・ 消防団員数 81人（R1） 	

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（被災時の医療支援体制の強化）

- 災害発生時に適切な医療救護活動を実施する方策として、道や医師会等への派遣要請、また災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請など、災害発生時の支援体制の強化を推進する必要がある。

（病院の機能強化）

- 病院に自家発電設備の整備、及び耐震化整備について所要の対策を早急に図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における避難所等において福祉的支援のために必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、人的支援の促進を図る必要がある。
- 被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時には速やかな感染症予防対策が重要であり、また災害時における感染症の発生やまん延を防止するには平時の定期予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・ 特定健診受診率	48.2% (R1)		
・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率		第1期	100% (R1)
		第2期	92% (R1)

(3) 行政機能の確保

3-1 村内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置など災害対策本部に係る具体的な運用事項を「防災タイムライン（防災行動計画）」（H30 策定）により定めているが、今後さらに訓練などを通じ本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や防災タイムライン、業務継続計画の見直しを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 消防団活動・安全マニュアルを早期に策定する必要がある。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化のため、地域住民の消防団活動への理解深化と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、行政関連施設の耐震化を進める必要がある。

(村における業務継続体制の整備)

- 村の業務全体を対象とした継続体制整備を促進する必要がある。
- 災害時における停電に備え、行政関連施設等の自家発電設備の充実や外部電源接続装置の設置を進めていく必要がある。

(IT 部門における業務継続体制の整備)

- 村の業務遂行の重要な手段として利用されている IT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、村における IT 部門の業務継続計画（IT-BCP）の策定を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・ 消防団員数 | 81 人 (R1) |
| ・ 防災拠点となる役場庁舎の耐震化 | 済 (H12) |
| ・ 消防本部、消防署の耐震化 | 済 (R2) |
| ・ 業務継続計画の策定 | 有 (H29) |
| ・ IT 業務継続計画の策定 | 未策定 |

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
【評価結果】 (石油燃料供給の確保) ○ 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、石油販売業者の団体や石油元売団体との間で協定や覚書を締結し、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。
【指標（現状値）】 ・北海道が指定する災害時に燃料供給拠点となるガソリンスタンド（住民拠点SS） 2か所（R1） ・協定締結したエネルギー提供事業者数 2件
4-2 食料の安定供給の停滞
【評価結果】 (食料生産基盤の整備) ○ 耐震化、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の基盤整備を着実に推進する必要がある。 (農業の体質強化) ○ 農業は大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め将来にわたって食料の安定供給に貢献していくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。 (村産食料品の販路拡大) ○ 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。 (村産農産物の産地備蓄の推進) ○ 災害時に備え、米をはじめとした穀物及び穀物以外の農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。
【指標（現状値）】 ・農業経営体数 247 経営体（H27 農林業センサス） ・農業生産額 478 千万円（H29 生産農業所得統計）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（上水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 危機管理マニュアルに沿った訓練等の実施により、実効性の確保について検証する必要がある。
- 災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要である。
- 月新上水道事業更新整備計画（平成22年度策定）に基づく事業の実施。

（上水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設の防災対策の推進により、水道施設の安全性の向上を図る必要がある。

（下水道BCPの策定）

- 集落排水事業について、災害時に備え、所管の下水道施設のBCP策定を進める必要がある。

（下水道施設等の老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、施設の着実な維持整備が求められる。また、今後増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 個宅に設置している浄化槽はほぼ全てが災害に強い合併浄化槽である。浄化槽の安定的な運用を促していく必要がある。

【指標（現状値）】

・ 上水道の配水管耐震化率	6.6% (R1)
・ 上水道の配水池耐震化率	33.3% (R1)
・ 下水道の長寿命化計画策定	策定済 (R1)
・ 集落排水(下水道)普及率	94% (R1)
・ 下水道BCPの策定	未策定

4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を推進する必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 道路点検の結果に基づき、要対策箇所について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、着実な整備を推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に実施する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定	策定済 (H28)
・ 橋梁長寿命化修繕数	6橋 (R2)

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(企業における業務継続体制の強化)

- 村内企業の業務継続計画の策定を促進するため、国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

(6) 二次災害の抑制

6-1 農業施設の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

(農業用排水施設の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用排水施設の決壊などによる二次災害を防止するため、施設の点検・診断を行い、点検結果に基づき必要な対策を推進する必要がある。
- 農業用排水施設の決壊による二次災害を防止するための、ハザードマップについて随時見直しを行う必要がある。

【指標（現状値）】

ハザードマップ(江別市、月形町、当別町、新篠津村4市町村共同作成) 作成済み

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織 5組織 (R1)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 「災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定 有 (H22)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する必要がある。

(技術職員による応援体制)

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、道及び他市町村との行政職員の相互応援体制強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 村内建設土木事業者件数 3件 (R1)

第4章 新篠津村強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、新篠津村における強靱化施策の取組方針を示す「新篠津村強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本村のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、18の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

なお、施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策を設定する必要がある。

新篠津村の総合計画である『新篠津村まちづくり総合計画』で掲げる「快適で安全なまち」という基本目標の実現を図るため、「北海道強靱化計画」と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、40項目を設定した。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、新篠津村が主体となって実施する事業を設定する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【新篠津村強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した 18 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 当該施策プログラムの推進に関わる取組主体（国、道、村、民間の 4 区分）を末尾に〔 〕書きで記載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。
- ・ 村の定める推進事業について、各計画に記載の事業については、項目の末尾に出典を記号で記載。

※各計画にある該当事業記号 「まちづくり計画」… ま()
「総合戦略」 … 戦()
()内は各計画の掲載ページ数

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅や建築物の耐震化推進に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
〔国、道、村、民間〕
- 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、公園など、不特定多数の住民等が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。
〔国、道、村、民間〕

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策について、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
〔国、道、村〕

（避難場所等の指定・整備）

- 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を促進する。
〔道、村〕
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定を促進する。〔道、村、民間〕
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。
〔国、道、村〕

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化など、計画的な整備を推進する。

[国、道、村]

《指 標》

住宅の耐震化率	H30	73.4%	⇒	R6	95%	
小中学校の耐震化率	R1	100%	⇒	R6	100%を維持	
避難所の指定状況	福祉避難所	R1	1箇所	⇒	R6	1箇所
	指定緊急避難場所	R1	10箇所	⇒	R6	10箇所
	指定避難場所	R1	10箇所	⇒	R6	10箇所

《推進事業》

- 公共施設の整備検討 (ま 39)
- 公共施設の維持管理 (ま 41)
- 公営住宅の維持管理 (ま 41)
- 公営住宅南団地建替事業 (ま 41)
…H29年度～R5年度 総事業費 150,000千円 13棟 52戸整備
- 観光施設等の維持補修や改修事業 (ま 71)
- スポーツ施設の維持補修事業 (ま 77)
- 地区会館建設事業 (戦 23)

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの活用)

- 洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、村の洪水ハザードマップの更新及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を促進する。

[国、道、村]

- 内水被害の発生状況等を踏まえ、村の内水ハザードマップの更新及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。

[道、村]

(河川改修等の治水対策)

- 河道の掘削、築堤、河川敷地の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。

[国、道、村]

- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。

[国、道、村]

- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場などの計画的な整備を推進する。

[国、道、村]

《指 標》

洪水ハザードマップ・内水ハザードマップの作成 H30 済 ⇒ 適時更新

《推進事業》

安定した河川管理の推進（ま 49）

1-3 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

[国、道、村]

- 道路点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵設置などの対策を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

[国、道、村]

(除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

[国、道、村]

- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

[国、道、村、民間]

《指 標》

除排雪機械保有台数	R1 12台	⇒	R6 12台	※現状を維持
村道除雪路線延長	R1 126km	⇒	R6 126km	〃

《推進事業》

道道整備等に係る要望（ま 43）

除雪機械更新整備（戦 24）

…R2年度 除雪機械（小型ロータリー） 1台更新 総事業費 30,185千円

R4年度 除雪機械（ロータリー） 1台更新 総事業費 50,000千円

村内交通網整備事業（戦 25）

1-4 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。

[国、道、村、民間]

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 村が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を促進する。

[道、村]

《指 標》

災害備蓄品の状況	毛布類	R1	500 枚	⇒	R6	500 枚
	発電機	R1	6 台	⇒	R6	6 台
	暖房器具	R1	5 台	⇒	R6	5 台
	段ボールベッド	R1	0 床	⇒	R6	100 床

《推進事業》

公共施設の整備検討 (ま 39)
観光施設等の維持補修や改修事業 (ま 71)
スポーツ施設の維持補修事業 (ま 77)
地区会館建設事業 (戦 23)
防災備蓄品整備事業

1-5 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、村が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
[国、道、村、民間]
- 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を促進する。
[国、道、村]
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と村を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新整備を促進する。
[道、村]

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、村における各種災害に係る避難勧告等の発令基準について、状況に合わせて見直しを行う。
[道、村]
- 住民等への災害情報の伝達に必要な村防災行政無線の整備を促進するとともに、災害時に避難場所となる公共施設への公衆無線 LAN 機能の整備、マスメディアへの迅速な情報提供など、多様な手段により災害情報の伝達体制を強化する。
[国、道、村、民間]

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
[国、道、村、民間]
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の多言語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
[国、道、村、民間]
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。
[国、道、村]

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
[道、市町村、民間]
- 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、関係機関の連携・協働の促進を図る。
[道、村、民間]
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。
[道、村]

《指 標》

自主防災組織活動カバー率 R1 100.0% ⇒ R6 100%を維持
避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況（水害） 策定済
防災訓練の実施回数 R1 1回／年 ⇒ R6 1回／年 ※現状を維持

《推進事業》

ホームページの充実（ま 37）
防災行政無線設備の更新（ま 49）
防災行政無線保守点検（ま 49）
全国瞬時警報システムの維持管理（ま 49）
観光施設等の維持補修や改修事業（ま 71）
情報通信設備整備（戦 24）

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、村、民間企業・団体等との間で締結している協定について、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
[道、村、民間]
- 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携を含めた地域間交流を深める取組を促進する。
[道、村]
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関するボランティアの育成等を促進する。
[道、村、民間]

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図る。
[道、村]
- 支援制度の活用などを通じ、村の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
[道、村]
- 家庭や企業等における備蓄について、啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。
[道、村、民間]

《指 標》

防災関係の協定件数 R1 11件 ⇒ R6 20件

《推進事業》

災害対策備蓄品の更新、充実（ま49）
他市町村・企業との連携協定
避難所機能強化（発電機配備など）
福祉避難所整備

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 防災総合訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊など防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
[国、道、村、民間]
- 消防団員の確保を進めるため、消防団活動に対する理解を向上させる広報活動を推進する。
[村、民間]

(救急活動等に要する情報基盤、体制、資機材の整備)

- 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、情報基盤の整備を推進するとともに、消防指令業務の共同化による体制強化を進める。また、消防庁舎の耐震化をはじめ災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。
[国、道、村]

《指 標》

消防団員数 R1 81人 ⇒ R6 90人
消防指令業務の共同化（石狩北部地区消防事務組合消防本部）
 R1 実施中 ⇒ R6 済

《推進事業》

消防車両の更新（ま 47）
消防庁舎の整備検討（ま 47）
…R1～R2 年度 消防庁舎建替事業 総事業費 117,872 千円
消防施設の整備充実（ま 47）
消防装備の充実（ま 47）
消防広域化の実現（ま 47）
消防機能強化・改修事業（戦 24）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- 災害発生時に適切な医療救護活動を実施するため、道や医師会等への派遣要請、また災害急性期には災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するなど、災害時支援体制の強化を推進する。

[道、村]

- 病院の自家発電設備の整備、及び耐震化を進め、応急要医療資機材の整備、備蓄を推進する。

[村、民間]

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における避難所等において福祉的支援のために必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人との協力体制構築を図る。

[道、村、民間]

- 社会福祉施設等が被災した場合の入居者の避難先確保や人的・物的支援を円滑に実施できる体制整備を図る。

[道、村、民間]

(防疫対策)

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

- 平時における感染症対策として、保健所との協力体制構築、検査・相談体制や検疫体制の充実を図る。

[国、道、村]

《指 標》

特定健診受診率	R1	48.2%	⇒	60%以上（毎年）
予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率				
第1期	R1	100%	⇒	100%
第2期	R1	92%	⇒	100%

《推進事業》

医療施設改修・整備（ま57）
在宅当番医制運営事業（ま57）
すこやかクリニックの改修（ま57）
健康づくりを行う自主組織への支援（ま55）
地域医療施設整備事業（戦24）

3. 行政機能の確保

3-1 村内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 村における災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。

[国、道、村]

- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な消防、行政施設の耐震化を促進する。

[国、道、村]

(行政の業務継続体制の整備)

- 村の業務継続計画の見直し、個別計画の策定等を促進し、災害時における村業務の継続体制を確保する。

[道、村]

- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、村において情報システムの機能維持のための取組を促進する。

[道、村]

《指 標》

業務継続計画(個別計画)の策定	R1	未策定	⇒	R6	策定
IT-BCP(情報技術関連業務継続計画)の策定	R1	未策定	⇒	R6	策定

《推進事業》

業務継続計画の策定(ま49)
自主防災組織の充実、強化(ま49)
防災訓練の実施(ま49)

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(石油燃料供給の確保)

- 石油供給関連事業者との間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。
[国、道、村、民間]

《指 標》

協定締結したエネルギー提供事業者数 R1 2件 ⇒ R6 2件以上
※現状を維持

《推進事業》

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 平時、災害時を問わず、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

[国、道、村]

- 厳しい環境にある農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

[国、道、村]

(食料品の販路拡大)

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食の高付加価値化等に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。

[国、道、村、民間]

(農産物の産地備蓄の推進)

- 農産物の長期貯蔵により、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

[国、道、村、民間]

《指 標》

・ 農業経営体数	H27	247 経営体	⇒	R7	247 経営体	※現状を維持
・ 農業生産額	H29	478 千万円	⇒	R4	600 千万円	

《推進事業》

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(上水道事業の危機管理体制の整備)

- 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。
[道、村、関係市町村、水道事業者]
- 災害時等において飲料水や生活用水を確保するため、応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、広域での受援体制の構築を図る。
[国、道、村、関係市町村、水道事業者]

(上水道施設等の耐震化、老朽化対策)

- 災害時においても安定的な給水を確保するため、管路の冗長化及び耐震化を推進する。
[道、村、関係市町村、水道事業者]
- 現在の更新整備計画を基本として、より現状に即した中・長期的な計画を新たに策定し、計画的な施設改修や管路更新といった老朽化対策を推進する。
[道、村、関係市町村、水道事業者]
- 安全で快適なライフライン機能の充実を図るため、施設の老朽化や水質管理の強化等に向けた取組を進める。
[道、村、関係市町村、水道事業者]

(下水道施設等の防災対策)

- 災害時に備え、計画区域内の集落排水施設の維持管理及び整備を確実に促進するとともに、施設の耐震化、長寿命化計画等に基づき維持管理及び整備工事を計画的に行う。
[国、道、村]
- 浄化槽、合併処理浄化槽の法定点検及び整備を着実に実施する。
[国、道、村]

《指 標》

配水管耐震化率	R1	6.6%	⇒	R6	12.6%
配水池耐震化率	R1	33.3%	⇒	R6	- %
集落排水(下水道)普及率	R1	94%	⇒	R6	100%
合併浄化槽法定検査受検率	R1	74.1%	⇒	R6	100%

《推進事業》

配水管整備事業（配水管の更新）
農業集落排水施設の維持管理（ま 45）

4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

[国、道、村]

(道路施設の防災対策等)

- 道路点検の結果を踏まえ、要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
- 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

[国、道、村]

《指 標》

橋梁の長寿命化計画策定状況	H28	策定済	⇒	必要に応じ見直し
橋梁長寿命化修繕数	R2	6橋	⇒	R12 14橋

《推進事業》

生活道路の舗装整備・補修（ま 43）

道道整備等に係る要望（ま 43）

橋梁長寿命化修繕（ま 43）

…R2～R6 橋梁長寿命化補修事業 総事業費 299,551 千円

村内交通網整備事業（戦 25）

村道・橋梁整備補修事業（戦 25）

…R2 南4号線舗装工事 総事業費 8,481 千円

…R2 北5号線路盤工事 総事業費 14,949 千円

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業における業務継続体制の強化)

- 村内企業の業務継続計画の策定を促進するため、国の共通ガイドラインや各種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、産業支援機関等とも連携し、策定を支援する。

[国、道、村]

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

[道、村]

《指 標》

《推進事業》

商工会活動への支援（ま 69）

6. 二次災害の抑制

6-1 農業施設の機能不全等による二次災害の発生

（農業施設の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因とした農業用排水施設の決壊などによる二次災害の防止に向け、農業用排水施設の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進する。

[国、道、村]

《指 標》

ハザードマップ(江別市、月形町、当別町、新篠津村4市町村共同作成)

⇒随時更新

《推進事業》

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

[国、道、村、民間]

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

[国、道、村]

《指 標》

農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織

R1 5組織 ⇒R6 5組織 ※現状を維持

《推進事業》

経営体育成基盤整備事業 (ま 67)

環境保全型農業直接支援対策事業 (ま 67)

…化学肥料及び化学合成農薬の低減と環境保全効果の高い営農活動の推進

R2~R6 事業費 40,173 千円

多面的機能支払交付金事業 (ま 67)

…農地・農業用水路等の資源や農村環境の保全活動の推進

H31~R5 事業費 183,822 千円

有害鳥獣捕獲 (エゾシカ)

…有害鳥獣捕獲担い手確保事業 H30~R2 事業費 292 千円

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、村における災害廃棄物処理計画に基づいて個別計画の策定をすすめ、近隣市町と協力体制を構築するなど、広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。

[国、道、村]

《指 標》

災害廃棄物処理計画 H22 策定済 ⇒ 個別計画の策定

《推進事業》

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。

[道、村、民間]

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、道及び他市町村との行政職員の相互応援体制を強化する。

[国、道、村]

《指 標》

村内建設土木事業者件数 R1 3件 ⇒ R6 3件 ※現状を維持

《推進事業》

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、新篠津村の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、新篠津村強靱化のスパイラルアップを図っていく。